平成28年第３回神奈川県議会定例会議案

（条例その他　その６）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定 県 第 140 号 議 案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 141 号 議 案	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	3

定県第140号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第10条第４項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第５条第１項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第２号中「第37条の４第３項前段」を「第37条の４第３項」に改め、同条第５項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第５条第１項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第10項第６号を次のように改める。

⑹　求職活動に伴い雇用保険法第59条第１項各号のいずれかに該当する行為をする者については、求職活動支援費

第10条第11項中「規定は、」の次に「第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第４項又は第５項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して１年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第６項又は第７項」に改め、「と「」の次に「雇用保険法」を加え、「及び第56条の３から第59条まで」を「及び」に、「「第56条の３から第59条まで」を「「雇用保険法」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた本県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第５条第１項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第２条の規定による改正前の雇用保険法第６条第１号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第４項又は第５項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第７条の規定の適用については、同条第１項中「在職期間」とあるのは「在職期間（平成29年１月１日前の在職期間を有する者にあつては、平成29年１月１日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第２項中「月数」とあるのは「月数（平成29年１月１日前の在職期間を有する者にあつては、平成29年１月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が平成29年１月１日前である場合にあつては、０））」とする。

３　新条例第10条第10項（第６号に係る部分に限り、同条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条第10項第６号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第10条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新

条例第10条第４項から第７項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4　新条例第10条第11項において準用する同条第10項（第４号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第10条第10項第４号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5　施行日前に旧条例第10条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第４項から第７項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第10条第10項第５号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

平成28年12月７日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第141号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第10号及び第11号中「父、母」を「父母」に改める。

第21条を次のように改める。

（旅行雑費）

第21条　旅行雑費の額は、１日につき120円とする。

第23条第２項中「第２条第１項第10号」を「第２条第１項第11号」に改める。

附　則

１　この条例は、平成29年１月１日から施行する。

２　改正後の第２条第１項第10号及び第11号並びに第21条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する職員の旅行雑費に係る改正後の第21条の規定は、平成30年１月１日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

平成28年12月７日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

旅行雑費に関する規定等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。